

第 4 回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名：東京都

議題 2 ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組

平成 30 年 10 月に制定した「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき啓発等の取組を実施

【第三者機関（審査会）の状況】

有識者等 5 名により構成 約 2 か月に 1 回実施
条例制定から令和 2 年 10 月までに 11 回開催

【事案の概要等公表】

審査会の審議を経て、東京都が不当な差別的言動に該当すると認めた事案を公表
条例制定から令和 2 年 10 月までに 8 件の表現活動を公表

(公表内容)

- ・表現活動の内容（活動日、場所、言動等）

※最近の公表事案

(令和 2 年 8 月公表) 令和元年 9 月 1 日東京都墨田区内の集会における言動

- ・「犯人は不逞朝鮮人、朝鮮人コリアンだったのです」他

(令和 2 年 10 月公表) 令和 2 年 6 月東京都千代田区他でのデモ行進における言動

- ・「新型コロナウイルス、武漢菌をまき散らす支那人、今すぐ日本から出ていけ」他

(参考)

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第 3 章の概要

(1) 趣旨<第 8 条>

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」第 4 条第 2 項に基づいて、法第 2 条に規定する不当な差別的言動の解消を図る。

(2) 定義<第 9 条>

「公の施設」「表現活動」

(3) 啓発等の推進<第 10 条>

不当な差別的言動を解消するため啓発等を推進

(4) 公の施設の利用制限<第 11 条>

公の施設における不当な差別的言動を防止するための利用制限について基準を策定

(5) 拡散防止措置及び事案の概要等の公表<第 12 条>

- 不当な差別的言動の拡散防止措置
- 事案の概要等の公表

(6) 学識経験者等で構成する第三者機関（審査会）の設置<第 13 条～第 17 条>

知事の諮問に応じて、不当な差別的言動に該当するか否か等について調査審議

(7) 表現の自由等への配慮<第 18 条>

表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意

ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

議題 2 ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組

1 インターネット上のヘイトスピーチへの取組み

(1) インターネットモニタリングの実施

民間団体への委託により、部落差別及びヘイトスピーチについてモニタリングを実施するとともに、結果をとりまとめ、横浜地方法務局あて情報提供して削除依頼を行っている。

(2) 弁護士による専門相談窓口の開設

弁護士によるヘイトスピーチ専門相談窓口を開設し、インターネット上でのヘイトスピーチについても相談の対象として実施している。

(3) リスティング広告の実施（予定）

検索サイトにおいて特定の単語を検索した際、注意喚起とともに県ホームページへ遷移させることで、差別的書込みを抑止する取組を行っている。

2 その他の啓発活動

(1) イベントでの啓発活動（予定）

- ・ 人権メッセージ展でポスター掲示、ちらし配布を行っている。

(2) 交通広告、デジタルサイネージ等による啓発活動（人権週間にあわせて実施予定）

- ・ FMヨコハマでの放送広告の実施
- ・ みなとみらい駅でのデジタルサイネージ掲示

(3) 教育局と連携した人権啓発

冊子「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」（原版は国で作成）を作成し、教育局を通じて教職員等へ配布。

(4) その他

例年、プロスポーツチームと連携した啓発活動や他課、他部局のイベント、性的マイノリティ研修会等での啓発活動を行っているが、令和2年度はほとんど実施できていない。

Q&A

Q1 この条例は、どんな条例ですか？

A1 この条例は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、令和元年12月に制定したものです。

Q2 言動を規制する罰則を定めているが、「表現の自由」との関係はどうか？

A2 川崎市では、本邦外出身者の排斥を訴える内容のデモが行われ、今なお、こうした行為が再現実れかねない事象が継続している「地域の実情」があることを踏まえ、こうした行為が、市内において、再び繰り返り行われることは看過できないことから、「表現の自由」その他の「日本国憲法」の保障する国民の自由と権利に留意し、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的にし、構成要件の明確化を図り、禁止規定を設けました。

この禁止規定に違反し、再び同様の行為を行うとすると、まず、「勧告」をし、この「勧告」に従わず、再び同様の行為を行おうとする者に対しては、「命令」をし、この「命令」に従わなかったときに、「公表」をするとともに、罰則規定として、行政刑罰に関する規定を設け、段階を踏んで、慎重に判断する仕組みとしました。

また、「表現の自由等への配慮」の規定を設けることにより、「日本国憲法」の保障する国民の自由と権利、とりわけ「表現の自由」を不当に侵害しないよう留意することとしております。

Q3 外国や外国人に関する批判は、全て禁止されるのですか？

A3 この条例では、「本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として」、「本邦外出身者をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの」などを対象にしていますが、個別の事案については、「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、市長が、慎重に最終判断を行うこととなります。

したがって、日常生活における言い争いや、委員のみの会合、単なる批判、悪口といったものや、歴史認識の表明、政治的な主張などについては、基本的に対象にしていません。

Q4 今後、川崎市はどのような取組を進めていくのですか？

A4 川崎市では、不当な差別を生まない土壌を築く取組が大変重要であると認識しています。

これまで、児童生徒をはじめ、様々な世代の方々を対象に、人権教育及び人権啓発を行ってまいりましたが、この条例の制定を一つの契機に、こうした取組がより効果的なものとなるよう、その充実に努めるとともに、この条例に基づく施策を着実に推進してまいります。

川崎市 差別のない人権尊重の まちづくり条例について

人権を尊重し、
共に生きる社会を目指して



Colors, Future!
いろいろって、未来。

川崎市

川崎市 市民文化局
令和2(2020)年7月



条例の内容について詳しく知りたい方は、
「川崎市 人権条例」でホームページを検索

<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000113041.html>

対人関係、権利関係、インターネット上の誹謗・中傷、不当な差別、いじめ、嫌がらせなどの人権侵害でお悩みの方は、

かわさき人権相談ダイヤル

電話番号 **044-200-2359**

月曜日から金曜日まで(祝日・年末年始を除く。)

受付時間: **9:30~12:00 / 13:00~16:00**

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の概要

条例の 制定経緯

川崎市では、あらゆる差別の解消に向けて、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を、平等と多様性を尊重し、着実に実施してきましたが、今なお、不当な差別は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題が顕在化している現状を踏まえ、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、この条例を制定しました。

条例の内容（概要）

(1) 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

不当な差別的取扱いの禁止

何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはなりません。

人権教育及び人権啓発の実施

不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育及び人権啓発を行います。

人権侵害による被害に係る支援

人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行います。

情報の収集及び調査研究の実施

人権に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行います。

(2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

ア 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止

何人も、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次の要件に該当する本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

<場所>

- 市の区域内の道路、公園などの公共の場所

<手段>

- 拡声機（携帯用のもを含む。）を使用
- 看板、プラカード等を掲示
- ビラ、パンフレット等を配布

<類型>

- 本邦外出身者をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの
- 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの
- 本邦外出身者を人以外のものたたとえなど、著しく侮辱するもの

イ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動（違反行為）が行われた場合の流れ

左記アに違反（1回目）

市長は、勧告の前に、「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴く。ただし、緊急を要する場合で、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

勧告

市長は、1回目と同一の国又は地域の出身であることを理由として、地域を定めて、勧告の日から6月間、左記アの違反行為を行ってほならない旨を勧告することができる。

違反行為（2回目）

市長は、命令の前に、「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴く。ただし、緊急を要する場合で、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

命令

市長は、前2回目と同一の国又は地域の出身であることを理由として、地域を定めて、命令の日から6月間、左記アの違反行為を行ってほならない旨を命ずることができる。

違反行為（3回目）

市長は、公表の前に、「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴き、また、公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与える。

公表・罰則

市長は、命令に従わなかったときは、氏名、住所等のほか、命令の内容などを公表する。
*市は刑事告発を行い、その後の罰則に係る判断は、司法機関（検察・裁判所）が行うこととなる。

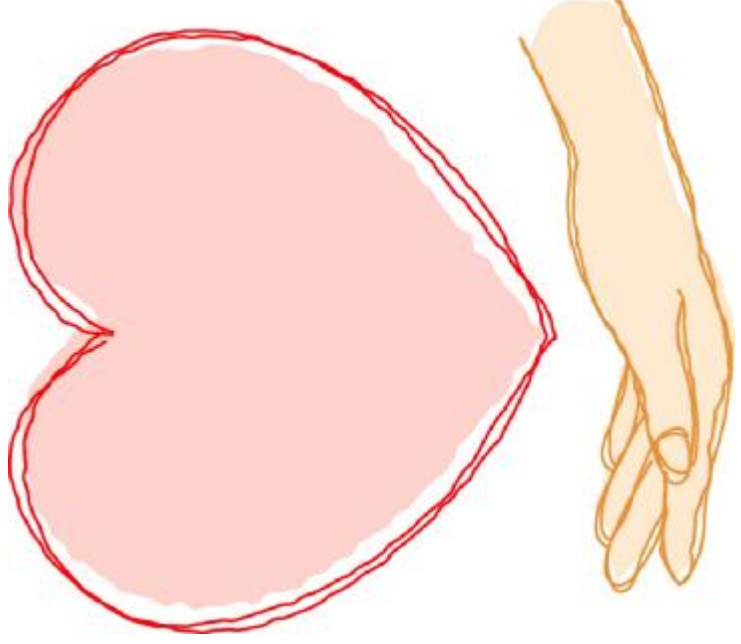
ウ その他

- インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表



大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例 ～大阪府ハイトスピーチ解消推進条例～

令和元年11月1日施行



大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例

府においては、全ての人が人間の尊厳と人権を尊重し、人種や民族の違いを認め合い、暮らすことのできる共生社会の実現を目指し、様々な施策を推進してきたが、いまだに特定の人種や民族の人々を排斥する差別的言動が行われ、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、また、差別的意識を生じさせる事態を引き起こしている。

もってこのような不当な差別的言動はあってはならず、解消されなければならない喫緊の課題である。ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、このことを更なる人権教育と人権啓発を通じて、府民に対し周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消を推進することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動は許されないものとの認識の下、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する施策を実施し、もって全ての人が相互に人種又は民族の違いを尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動」とは、人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団（以下「特定人等」という。）に対する憎悪若しくは差別的意識又は暴力を有する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は特定人等を著しく侮蔑するなど、特定人等であることを理由として特定人等を社会から排除することを扇動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消は、府民一人ひとりが共に社会の一員として解決すべき課題であるとの認識の下、行われなければならない。

(府の責務)

第四条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する施策を実施する責務を有する。

2 府は、前項の施策の実施に当たっては市町村との連絡調整を緊密に行うとともに、市町村における人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に係る取組について協力するものとする。

(府民の責務)

第五条 府民は、基本理念ののっとり、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、府が実施する前条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念ののっとり、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、府が実施する第四条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

(不当な差別的言動の禁止)

第七条 何人も、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動をしてはならない。

(不当な差別的言動の解消の推進に関する施策)

第八条 府は、次に掲げる人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する施策を実施するものとする。

- 一 人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する府民の関心及び理解を深めるため、教育及び啓発を行うこと。
- 二 人種又は民族を理由とする不当な差別的言動に関する相談に的確に応じるとともに、そのために必要な取組を行うこと。

(適用上の注意)

第九条 この条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。



大阪府
府民文化部人権擁護課
 〒559-8555 大阪府住之江区南港北1-14-16
 大阪府咲洲庁舎（咲洲コスモタワー）38階

大阪府 ハイトスピーチ解消条例 検索

大阪府ハイトスピーチ解消推進条例のポイント

ハイトスピーチは、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生むことにつながる許されない行為です。
ハイトスピーチをなくすことは、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される社会の実現につながります。
私たち一人ひとりが命の尊厳や人間の尊厳を認識し、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を築きましょう。

条例のねらい

この条例は、ハイトスピーチをなくし、すべての人がお互いに人種や民族の違いを尊重しあって共生する社会を築くことをめざしています。

ここが大切！

ハイトスピーチって何？ (第2条)	特定の人種や民族の人々に恐怖心を与え、社会から追い出そうとするような、差別的言動をいいます。 この条例におけるハイトスピーチについては、第2条で具体的に詳しく記しています。
ハイトスピーチの禁止 (第7条)	この条例では、ハイトスピーチをしてはならないと定めています。 ハイトスピーチが許されない言動であることが、府民が共有する考え方として社会にしっかりと根付くことをめざしています。
府民、事業者のみなさんへの お願い (第5条、第6条)	みなさんには、この条例をきっかけにして、ハイトスピーチの解消の必要性について理解を深めていただくとともに、大阪府の様々な取組みにご協力いただきたいと思います。

Q1

ハイトスピーチは、どんな形で発生しているの？

街中でのデモ行進などもありますが、落書きやインターネット上に差別的な内容の書き込みをするという形態のものが増えています。

Q2

禁止規定に反してハイトスピーチを行った場合に罰則はあるの？

この条例には罰則は設けていません。
大阪からハイトスピーチをなくそうという意識を府民のみならず、共に共有していただくことが、この条例の目的です。



大阪府広報担当副知事
「もずやん」

第 4 回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名： 大阪市

議題 2 ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組について

大阪市では、市民等の人権擁護とヘイトスピーチの抑止を図るため、平成 28 年 1 月 18 日に「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」を制定・公布し、同年 7 月 1 日から全部施行しているところです。

条例では、市民等からの申出等に基づき、学識経験者などで構成する「大阪市ヘイトスピーチ審査会」の意見を聴き、表現活動がヘイトスピーチに該当する場合、当該表現内容の拡散防止措置をとるとともに、表現内容の概要、表現活動を行ったものの氏名又は名称等を公表することとしています。

これまでの取組状況については、令和元年 10 月 14 日時点で、以下のとおりとなっております。

- ・ 審査会に諮問した件数：56 件
- ・ 現在調査審議中の件数：38 件（※）
 - （うち、市民等から申出があった件数：8 件）
 - （うち、市長が職権で取り上げた件数：30 件）
- ※ヘイトスピーチと認定したが、拡散防止の措置や認識等の公表に向けた調査審議を進めているもの 1 件（市民等から申出があったもの）を含む
- ・ 調査審議を終了した案件：18 件
 - （うち、ヘイトスピーチと認定し、拡散防止の措置及び認識等の公表を行った件数：8 件）

第 4 回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名： 兵庫県

議題 2 ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組

「インターネット・モニタリング事業」を平成 30 年 7 月から（公財）兵庫県人権啓発協会に委託して実施している。（モニタリング（常時監視）は民間事業者に再委託）

モニタリング結果について、県内市町への情報提供や研修を通じて、市町でのモニタリング体制の構築を促し、全県的にインターネット上の悪質な差別的書き込みの抑止を図ることに努めている。

また、人権啓発イベントや啓発誌等を通じて、県民へ啓発している。

(1) モニタリングの実施

対象項目：ヘイトスピーチ、同和問題（部落差別）、新型コロナウイルス感染症関連

検討会議：毎月 1 回市町へ情報提供

(2) 市町研修を年 2 回実施予定。（本年度 1 回目は 8 月にオンラインで実施）

尼崎市インターネットによる差別書込みモニタリング事業について

尼崎市では、平成 22 年度からインターネットによる差別書込みモニタリング事業を開始しており、平成 27 年度からは公益社団法人尼崎人権啓発協会への委託事業として実施している。

1. モニタリング体制等について

(1) モニタリング事業費 令和 2 年度予算：74,000 円

(インターネット回線使用料、ウイルスバスターなどの経費)

(2) モニタリング機器、実施場所

モニタリング専用の部屋を設置し、通常の行政事務システムとは別回線の専用回線を用いている。専用パソコン 6 台、プリンター 1 台設置

(3) モニタリング実施体制

平成 22~26 年度 人権課(同時)職員による交替制

平成 27 年度～ 公益社団法人尼崎人権啓発協会に業務委託

毎週月曜日と金曜日に実施 1 日 1~2 時間程度

2. 職員研修としての活用

例年 8 月から翌年 2 月までの金曜日に行うモニタリング(年間：24 回)については、職員研修として実施し、実際に研修生がモニタリングを行う他、グループ討議を行い、インターネット上の差別等についての議論を行っている。

3. モニタリング事業の実績について

	削除依頼件数	削除された件数
平成 26 年度	0 件	-件
平成 27 年度	2 件	-件
平成 28 年度	2 件	-件
平成 29 年度	119 件	96 件
平成 30 年度	114 件	106 件
令和元年度	137 件	116 件

以 上

尼崎市インターネット差別書込みモニタリング事業実績

※H28までは法務局に要請していたが、H29からは直接プロバイダに削除依頼することになったため、件数が増加

	削除依頼件数					合計
	同和問題	在日 外国人	LGBT	障害者		
平成26年度	0	0	0	0	0	0
平成27年度	2	0	0	0	2	2
平成28年度	2	0	0	0	2	2
平成29年度	117	2	0	0	119	119
平成30年度	114	0	0	0	114	114
令和元年度	134	2	1	0	137	137

削除された件数 ※R2(2020)年9月30日現在					
同和問題	在日 外国人	LGBT	障害者	合計	削除率
96	0	0	0	96	81%
106	0	0	0	106	93%
113	2	1	0	116	85%

NO ヘイトスピーチ

ヘイトスピーチで傷ついている人がいます。
民族や国籍を超えて、互いの人権を尊重しあう社会を目指して、
わたしたちは、ヘイトスピーチを許さない。



ヘイトスピーチ解消のための法律が施行されています。

平成28年6月「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

詳しくは

ヘイトスピーチ、許さない

検索



ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する問題でお悩みの方はご相談ください。

みんなの人権110番  **0570-003-110**

福岡法務局・福岡県人権擁護委員連合会・福岡県・北九州市・福岡市